

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会  
第3回総務・企画・議会小委員会（議事概要）

日時 平成14年6月14日（金） PM1：30～2：25

場所 峰山町役場2階大会議室

出席者 14人

主な議題

- （1）協議第1号 合併協定項目の調整方針（案）について
- （2）協議第2号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事
- （3）次回の議題について
- （4）次回の小委員会の日程

議事経緯

委員長あいさつ

会議成立確認

議題

- （1）協議第1号 合併協定項目の調整方針（案）について  
・・・確認（小委員会全てで確認済み）

合併協定項目の調整方針（全文）

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町の合併協定項目の調整を行うにあたり、次のとおり調整方針の原則を定め、作業の指針とします。

基本的理念

合併を新たなまちづくりのスタートと位置づけ、新たな時代の行政需要に応え効率的な行政サービスが行い得る体制整備を図りつつ、今までの各種施策を再構築し、住民福祉の向上を目指すことを理念とし、すべての事務事業を調整します。この際、6町のこれまでのまちづくりの歴史と特色に配慮しつつ、広範囲な行政区域が均衡ある発展ができるよう、配慮することに努めます。

調整方針

1.（住民福祉向上の原則）

現在、6町で行っている各種住民福祉施策については、市制移行後も基本的にサービスを低下させないことを原則とします。そして、整理統合が可能な類似の事業及び同様の代替的な事業に集約できる事業については速やかに見直しを行い、より充実した住民福祉施策の構築を目指します。

2.（負担公平の原則）

使用料、手数料、各種税金、負担金など住民が直接負担するものについては、諸法令等に従い公平で公正な負担となるよう、激変緩和に配慮しつつ調整に努めます。

3.（健全な財政運営の原則）

合併後の各種施策の実施が将来にわたり円滑に推進できるよう、合併を機に財政の再編成を行い、財源の安定的な確保を図るとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営

を目指します。

#### 4.(行政改革推進の原則)

行政機構の再編成を行い、より効率的で機能的な組織の改革に努め、これからの行政需要に対応し得る広範かつ専門的な組織づくりに努めるとともに、各種施設の有効利用を進めることにより住民生活の利便向上に努めます。

#### 5.(適正規模準拠の原則)

新しい自治体の規模にふさわしい各種事務事業の規模について、既存の事業の内容を見直し、適正な規模となるよう、調整します。

#### 6.(一体性確保の原則)

市制移行後、引き続き住民票等の交付・証明事務、福祉サービスの継続利用、各種施設の利用、産業振興施策の推進、上下水道等生活関連基盤の安定的な稼働等住民生活に係わる事項については混乱をきたさないよう速やかな一本化に努め、円滑にサービスが提供できるよう努めます。

### 主な意見

委員 文中に各種施策の再構築とあるが、スクラップアンドビルドということか。水道料など町のなかでも違うが、公平公正な負担の意味するところは。また、財政及び行政機構の再編成とはどういうことか。

事務局 全体として、新たに自治体を作るという意味で再構築という言葉を使っている。他の先進事例ではごみ問題、水道料金問題などが最後まで残っていることが多く、小委員会、協議会で判断していただくのに公平公正という観点でお願いしたいという意味である。

委員 1の住民福祉向上の原則の中で、サービスを低下させないことを原則とするとあるが、原則を謳っている中での原則は、あくまで原則でしかないようにとれるので、文中の原則は取ったらどうか。

事務局 6つの原則とは、考え方という意味で使っている。文中の原則を取ると意味合いが変わってくる。例外ということを含めての原則である。

委員 6つの原則は大事だし、よくまとまっている。しかし、負担は出来るだけ低く生活は高くといった、住民に視点をおき6つの原則を集約した、原則の原則がいないのではないか。また、調整は最大公約数ではなく、高度な電算化など何か一味違った工夫を望みたい。

委員 合併というのは、以前から言われている交付税等の問題と絡んでおり、行政のスリム化・効率化を進め、住民サービスのために体力をつけることと考えられるが、10年後、15年後を考えた調整にしないと、全てサービスの高いところに合わ

せるような、既得権益ばかりを求めているのは、現在の繰り返しになるのではないかと。調整は、全て健全な財政運営の原則につながっていくと考える。

(2) 協議第2号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること・・・継続協議

主な意見

委員 議会議員の選挙において、小選挙区制を設けることが可能か。可能な場合、その区割りなど、どの時点でどの機関が決めるのか。公選法に基づく選挙を実施する選挙管理委員会はどこで立ち上げるか、その委員はどこで決めるのか。

事務局 全国で小選挙区を設けたのは、総務省調べによると平成11年までで3例。その内二つは島があることによるもので、合併を要因としたケースは1例あるのみ。議会での定数等の議論を踏まえた上で、この協議会で議論し、手続き上、最終的には議会で決められることになるだろう。選挙管理委員会については、新しく選任されるまでの間は、現6町の委員の中から、暫定的に委員を選ぶこととなっており、その委員のもとで新市における選挙が行われる。

委員 議会で決めてから、合併協議会で議論するのか。そうすると、例えば一町でも議会が小選挙区制に反対の場合、これはできないのか。これがはっきりしないと、定数特例・在任特例についても協議できないのではないかと。

事務局 手続き上、合併そのものの結論は、各町長が各町の議会に合併議案を提案し、その議決で決まっていくということであるが、合併に係る全ての議論はこの協議会で行うこととなっている。

委員 それぞれの町において議員の状況が違うので、いきなり私たちが論議をするのはいかなものか。とりあえず、各町の議員の意見を集約して、再度この小委員会での検討課題としたらどうか。

委員 住民意識調査の中で、特別職・議員数の減少、職員数の適正化などによる行政経費の削減への期待や、また議員数の減少で住民の意思が反映されにくいという不安を問う項目があるが、調査の結果はどうなっているのか。先進事例では、行政経費の削減と、行財政運営の効率化という部分への期待が一番だった。なお、この協議項目については、党派を越えて各町の議会と協議会と並行して議論していただきたい。

事務局 住民意識調査は今集約中で、近日中に示したい。

委員 継続協議というのは、各町の議会での審議が終わってからか、それとも次回まで

にということか。

事務局 継続というのは、次回も議題として存在するが、協議できる状況にあるかどうかは部会の方とも相談していきたい。

委員 それぞれの議会で、何をどこまで決めればいいのか。在任特例、定数特例や任期など議会で決めるのか。

事務局 各議会では、特例を使うか使わないか、使う場合はいつまでかといった意見集約をお世話になり、それを一般の町民が入っておられるこの小委員会で議論し、これを受け再度議会の方で協議を深めていただくという流れで進めていければと考えている。

(3) 合併基本4項目(合併の方式、合併の期日 新市の名称 新市庁舎の位置)については、総務・企画・議会小委員会ではなく合併協議会の場での協議項目とする。・・・**確認**

(4) 次回小委員会の日程

第4回総務・企画・議会小委員会

日程 平成14年7月15日(月) 午後1時30分

場所 丹後町役場第4会議室

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局  
(速報のため、事後修正の可能性あり)